

## 【資料 2】

# 全国牛削蹄競技大会規則等変更新旧対照表

新	旧
<p><b>全国牛削蹄競技大会規則</b></p> <p>第3条 大会は、<u>牛削蹄競技大会防疫対策要領を遵守しながら</u>本会会長が指定した場所において行う。</p> <p>附則 この改正は、令和7年5月1日から施行する。</p> <p><b>全国牛削蹄競技大会規程</b></p> <p>第3条 牛削蹄競技種目の細部については、次のとおり定める。</p> <p>(1) 競技は、実牛1頭を単独保定で削蹄する。肢の保定器具および枠場の使用は認めない。<u>安全上の理由で選手がロープの使用を競技委員に申告し、競技委員長が特に認めた場合はその限りではない。</u></p> <p>(2) 削蹄用牛の配当は選手番号による。</p> <p>(3) 削蹄器具は、各自携行したものを使用する。ただし、電動または油圧器具の使用は禁止する。</p> <p>(4) 規定時間は40分とする。<u>競技開始と終了は、競技委員が合図する。それ以外の時間は、一切の競技行為を行ってはならない。</u></p> <p>(5) 競技牛に蹄病があるときは、選手は、競技開始前より競技終了までに、当該牛の蹄病に対する削蹄処置の要点をまとめ、大会会長が交付する所定の用紙に筆記して提出することができる。</p> <p>(6) 削蹄競技中の競技牛に疾病または外傷等の異常を認めたとき、もしくは選手が削蹄を失宜したときは、競技委員は速やかに当該牛を担当する選手に対して競技の一時中止を通告するとともに、競技委員長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>(7) 前号の報告を受けた競技委員長は、当該牛の状態を観察のうえ、競技</p>	<p><b>全国牛削蹄競技大会規則</b></p> <p>第3条 大会は、<u>原則として、毎年10月中旬から11月中旬の1日間、</u>本会会長が指定した場所において行う。</p> <p><b>全国牛削蹄競技大会規程</b></p> <p>第3条 牛削蹄競技種目の細部については、次のとおり定める。</p> <p>(1) 競技は、実牛1頭を単独保定で削蹄する。肢の保定器具および枠場の使用は認めない。</p> <p>(2) 削蹄用牛の配当は選手番号による。</p> <p>(3) 削蹄器具は、各自携行したものを使用する。ただし、電動または油圧器具の使用は禁止する。</p> <p>(4) 規定時間は40分とする。<u>競技の開始と規定時間の終了は、競技委員が合図する。開始の合図があるまでは一切の競技行為を行ってはならない。規定時間内に作業が終了しないときは、競技を続行し、最後まで作業を完成させなければならない。</u></p> <p>(5) 競技牛に蹄病があるときは、選手は、競技開始前より競技終了までに、当該牛の蹄病に対する削蹄処置の要点をまとめ、大会会長が交付する所定の用紙に筆記して提出することができる。</p> <p>(6) 削蹄競技中の競技牛に疾病または外傷等の異常を認めたとき、もしくは選手が削蹄を失宜したときは、競技委員は速やかに当該牛を担当する選手に対して競技の一時中止を通告するとともに、競技委員長にその旨を報告しなければならない。</p>

続行の可否を決定するとともに、その旨を審査委員長に通知しなければならない。

- (8) 削蹄競技中に選手より棄権の申請があった場合は、競技委員は競技委員長にその旨を報告し、競技委員長は棄権の決定および審査委員長に通知しなければならない。

附則

この改正は、令和7年5月1日から施行する。

全国牛削蹄競技大会審査規程

第2条～2 (省略)

- 3 採点は次の基準に基づき、各審査委員が個別に200点を満点として行ない、2名の審査委員の平均点から第6条の(1)に定める減点数を差し引いた点数を得点とする。

内外蹄のバランス	20点×2肢	40点
蹄の形状	10点×4蹄	40点
蹄負面の処理	10点×4蹄	40点
土踏まずの処理	10点×4蹄	40点
<u>蹄負縁の処理</u>	10点×2肢	20点
削切量	10点×2肢	20点

-----  
計200点

第6条 減点または失格の基準は、次のとおりとする。

- (1) 牛削蹄競技種目

過削等の失宜により削蹄用牛を損傷したときは、その程度に応じて減点を行う。

さらに、動物福祉上問題となる行為が認められた場合は、審査委員協議のうえ牛削蹄競技種目を失格とする場合がある。

附則

この改正は、令和7年5月1日から施行する。

(7) 前号の報告を受けた競技委員長は、当該牛の状態を観察のうえ、競技続行の可否を決定するとともに、その旨を審査委員長に通知しなければならない。

- (8) 削蹄競技中に選手より棄権の申請があった場合は、競技委員は競技委員長にその旨を報告し、競技委員長は棄権の決定および審査委員長に通知しなければならない。

全国牛削蹄競技大会審査規程

第2条～2 (省略)

- 3 採点は次の基準に基づき、各審査委員が個別に200点を満点として行ない、2名の審査委員の平均点から第6条の(1)に定める減点数を差し引いた点数を得点とする。

内外蹄のバランス	20点×2肢	40点
蹄の形状	10点×4蹄	40点
蹄負面の処理	10点×4蹄	40点
土踏まずの処理	10点×4蹄	40点
<u>端蹄廻し処理</u>	10点×2肢	20点
削切量	10点×2肢	20点

-----  
計200点

第6条 減点または失格の基準は、次のとおりとする。

- (1) 牛削蹄競技種目

ア 規定時間の超過は10分を限度とし、1分（1分未満は切り上げとする。以下同じ。）を超過するごとに4点を減点する。

イ 過削等の失宜により削蹄用牛を損傷したときは、その程度に応じて減点を行う。

さらに、動物福祉上問題となる行為が認められた場合は、審査委員協議のうえ牛削蹄競技種目を失格とする場合がある。

